

参考資料1 人口ビジョン（抜粋）

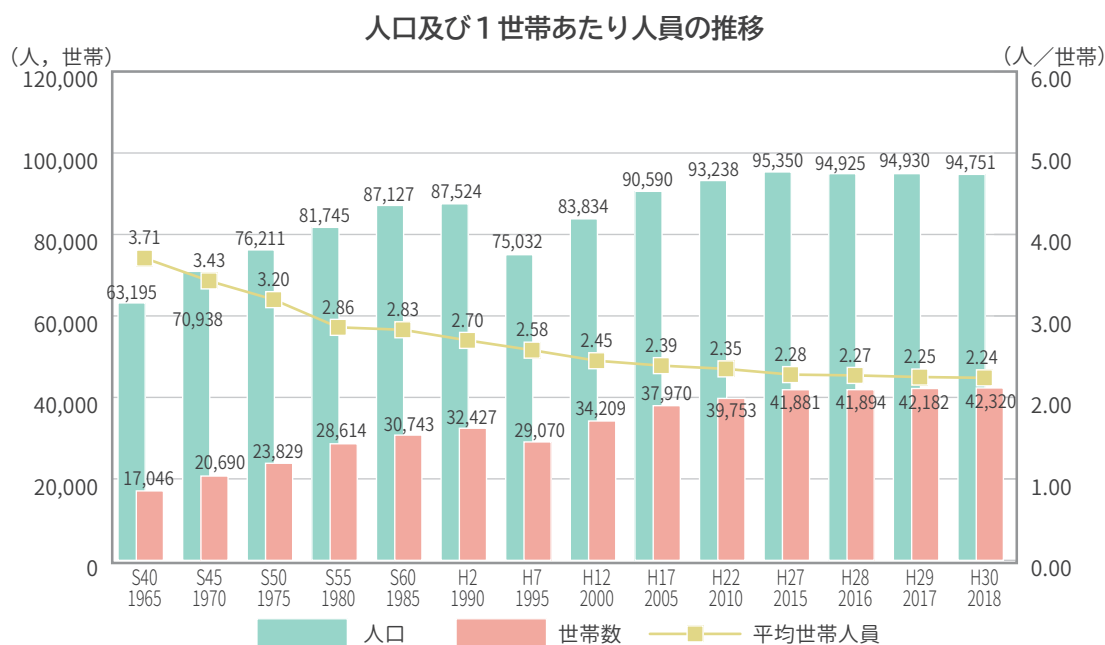
1 人口の現状分析

(1) 人口の推移

① 総人口および世帯数の動向

本市の総人口は増加を続けていましたが、阪神・淡路大震災の影響により、平成7年（1995年）には大きく減少しました。その後は震災復興事業に伴って徐々に人口は回復し、平成17年（2005年）には震災前の人口を上回り、9万人を超えました。その後も南芦屋浜地区への入居等もあり、人口の増加は続いていましたが、平成27年（2015年）の95,350人をピークとして、その後は横ばい傾向となっており、平成30年（2018年）で94,751人となっています。

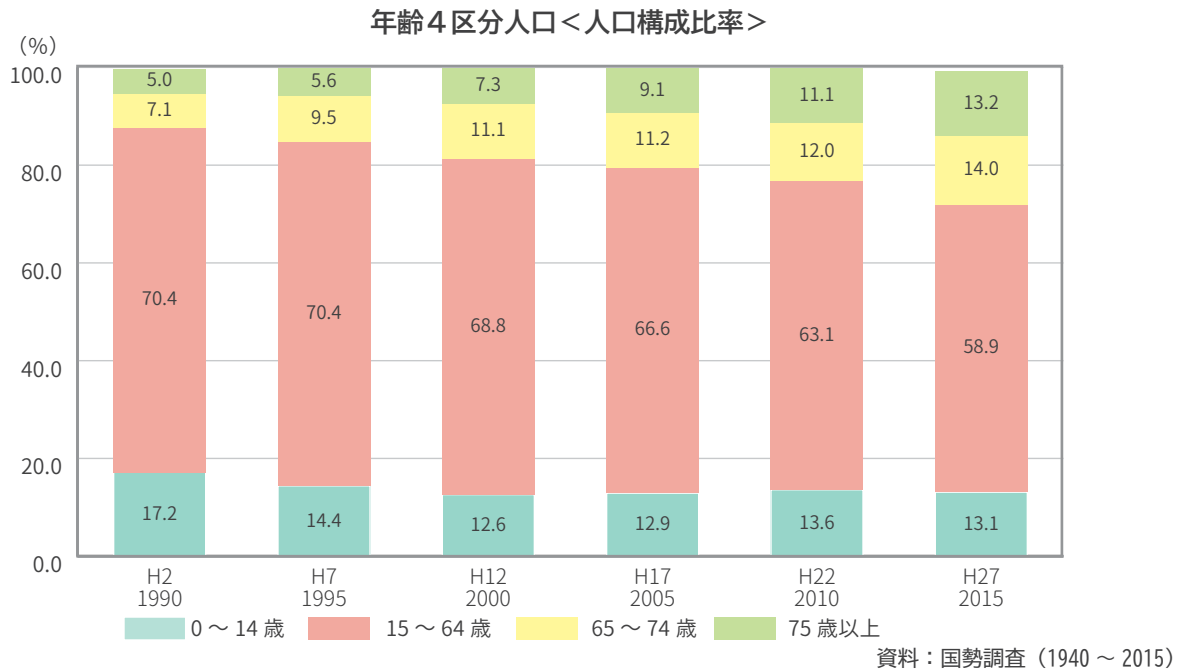
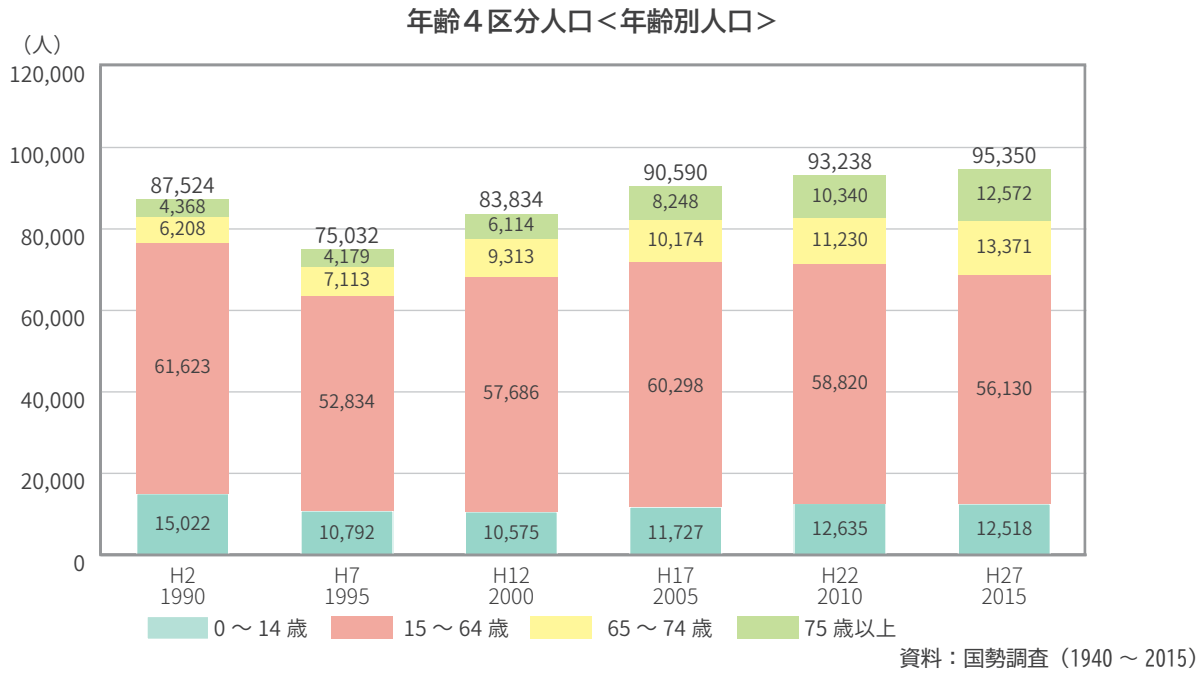
世帯数も人口と概ね同様の動きで推移していますが、近年は緩やかな増加傾向が続いており、平成30年（2018年）で42,320世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少を続けており、平成30年（2018年）は2.24人/世帯となっています。



資料：国勢調査（1965～2015）、芦屋市統計書（2016～2018）

② 年齢4区分人口

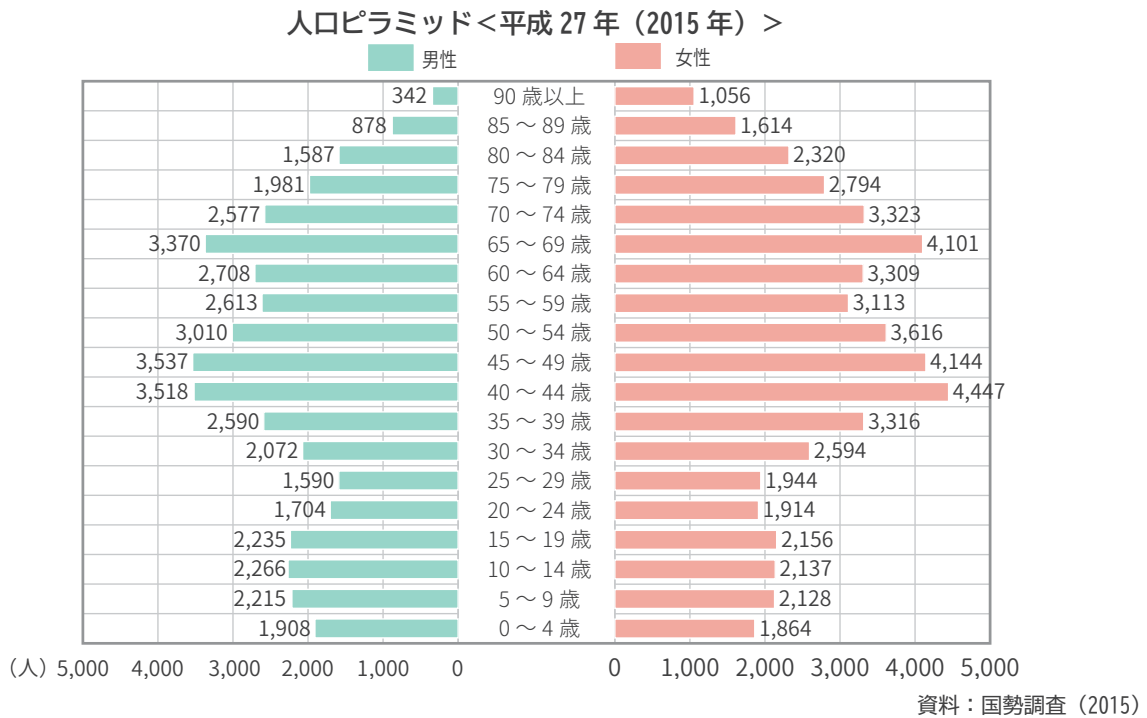
年齢4区分での人口構成比を見ると、生産年齢人口比率（15～64歳の人口比率）が低下し、高齢化率（65歳以上の人口比率）が上昇しています。一方、年少人口比率（0～14歳の人口比率）は、平成12年（2000年）まで低下し、一旦上昇に転じていましたが、平成27年（2015年）には再度減少となりました。



※総人口には年齢不詳分を含むため、年齢4区分人口の合計とは一致しない。
また、構成比は年齢不詳分を除いた合計値を母数として算出している。（次ページも同様）

③ 年齢別人口構成

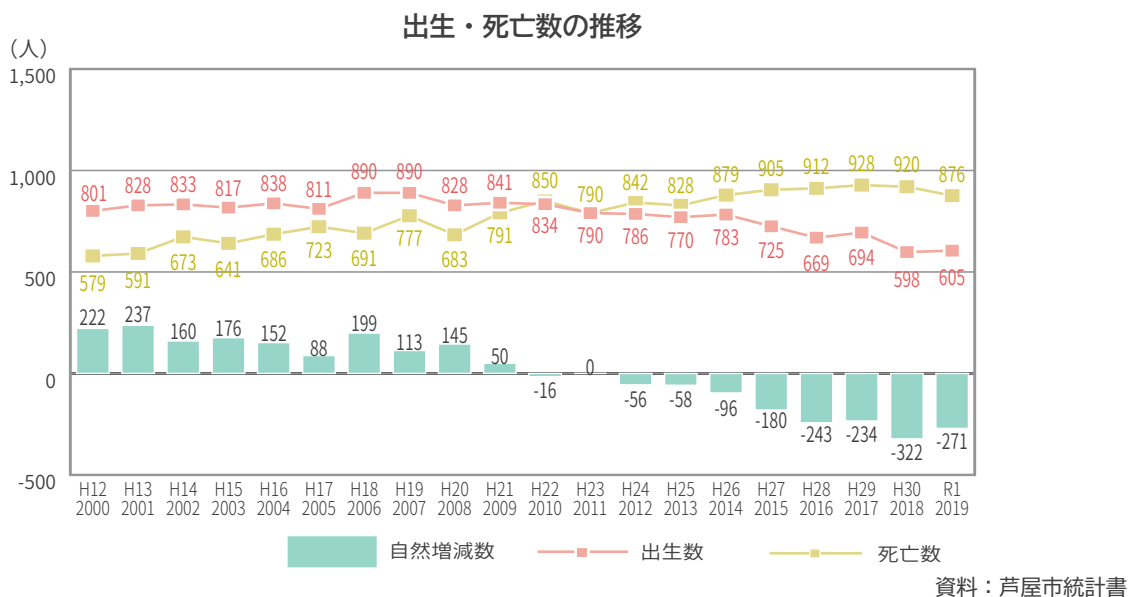
年齢別人口の構成を見ると、平成 27 年(2015 年)では、40 ～ 49 歳および 65 ～ 69 歳に顕著なピークが見られ、団塊世代および団塊ジュニア世代の多いことがわかります。



(2) 自然増減に関する分析

① 出生・死亡の状況

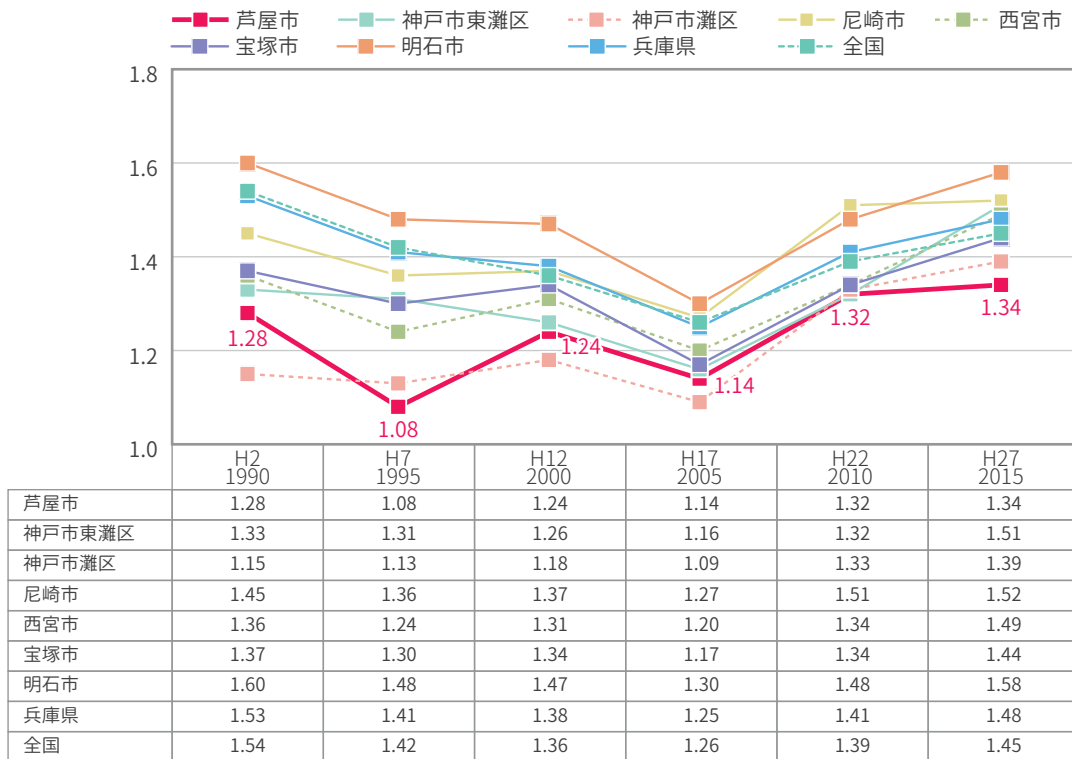
自然増減については、平成 21 年(2009 年)までは出生数が死亡数を上回っていましたが、以降は逆転し、近年は死亡数が出生数を大きく上回る自然減の状況で推移しています。



② 出生率と女性人口

合計特殊出生率は、上昇傾向にはあるものの、平成 27 年（2015 年）で 1.34 と、全国や兵庫県、周辺都市と比べて最も低くなっています。

合計特殊出生率推移の周辺都市比較

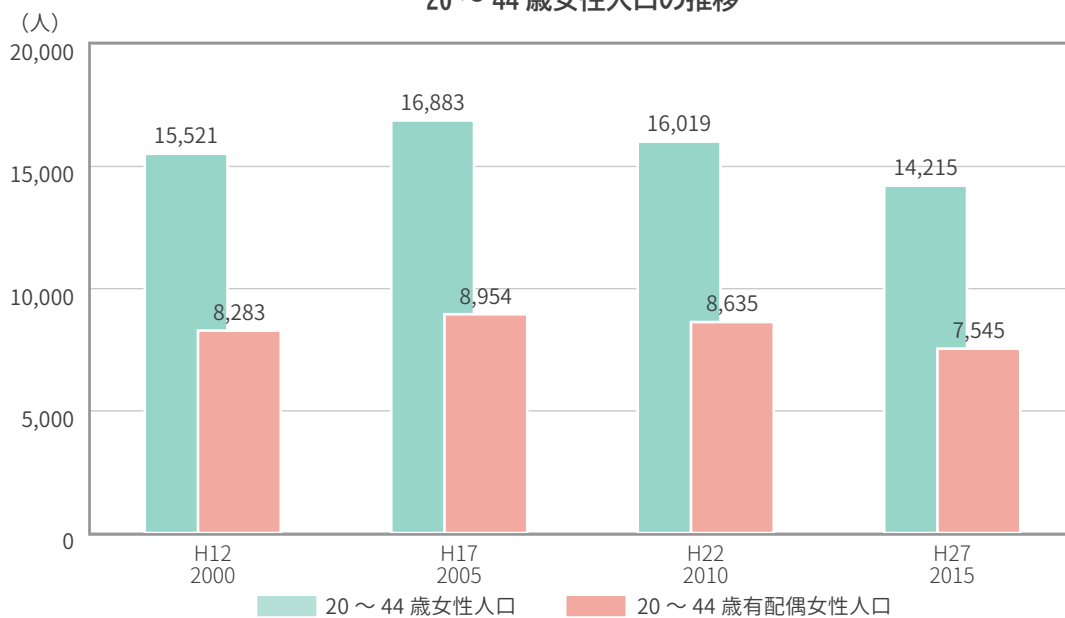


資料：兵庫県保健統計年報（2017）

参考資料

出産における中心年代である 20 ～ 44 歳の女性人口と出生数の推移を見ると、20 ～ 44 歳の女性人口、有配偶女性人口とも、平成 17 年（2005 年）をピークとして減少傾向にあります。

20 ～ 44 歳女性人口の推移

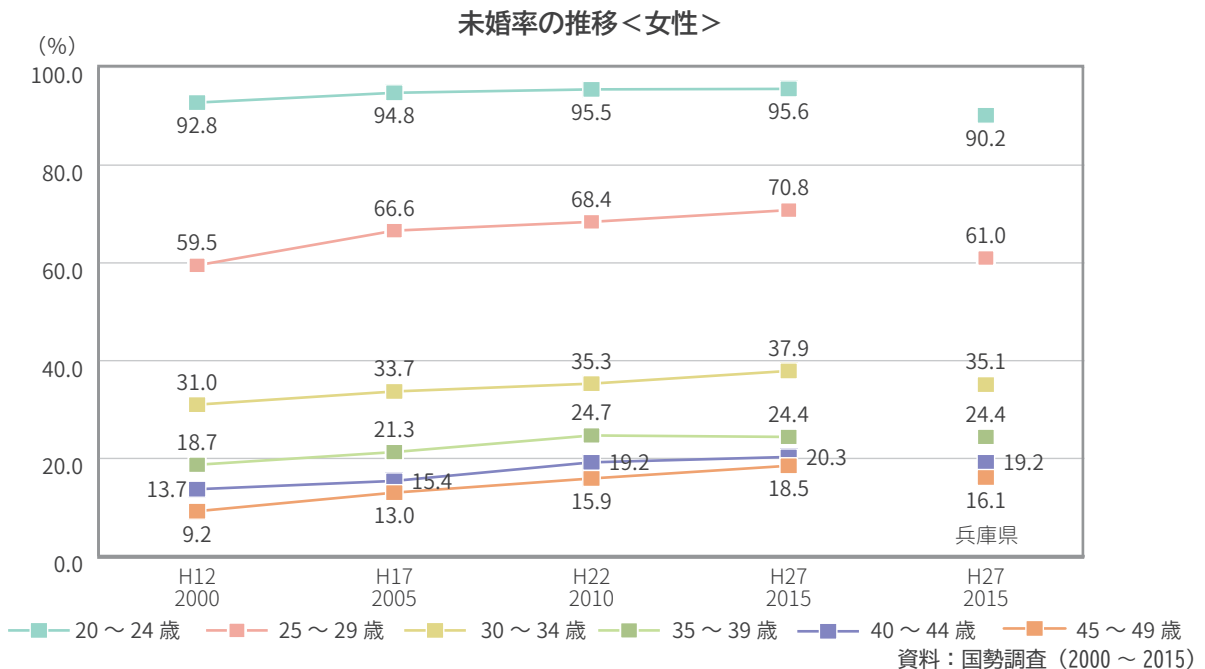
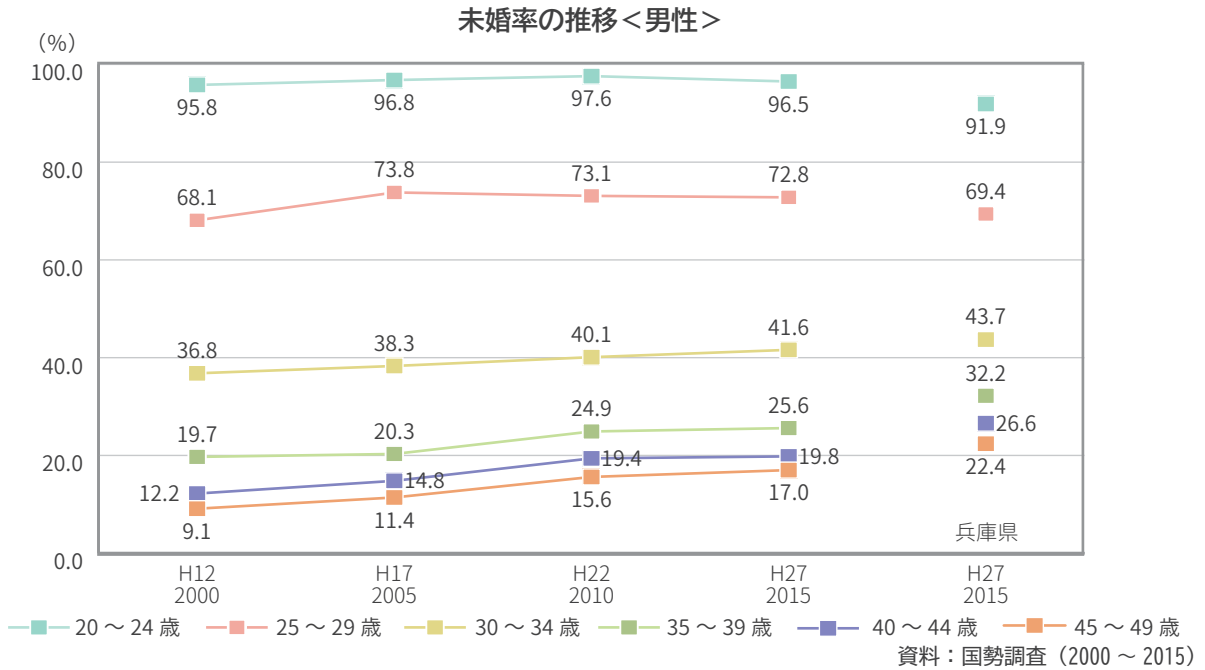


資料：国勢調査（2000 ～ 2015）

③ 未婚の状況

20歳代～40歳代の未婚率（結婚していない人の割合）を見ると、男性では、20歳代を除き、未婚率は上昇傾向にあります。平成27年（2015年）で兵庫県と比較すると、20歳代の未婚率は本市が高い一方、30歳代以上では兵庫県の方が高くなっています。

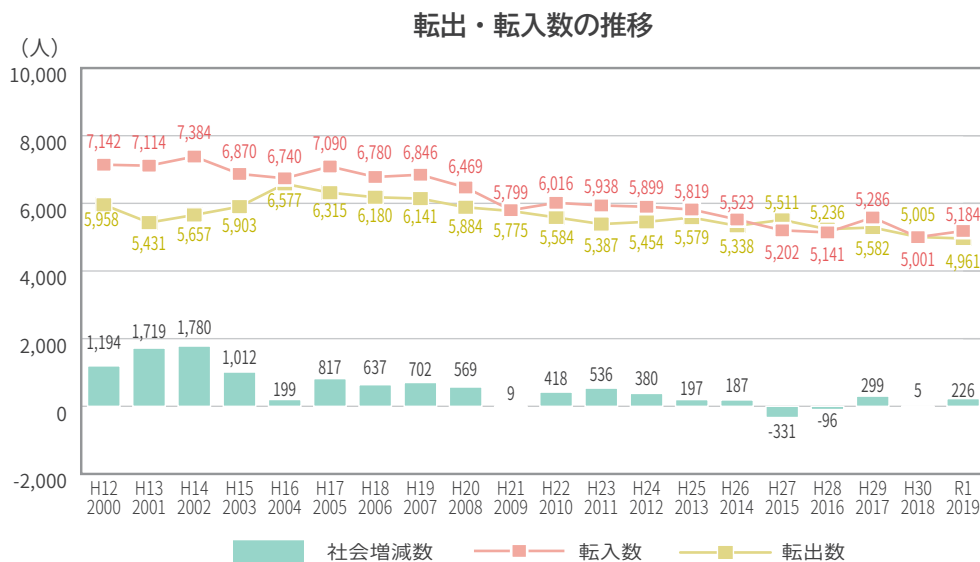
一方、女性では、35～39歳を除く全年齢層で未婚率は上昇傾向となっています。平成27年（2015年）で兵庫県と比較すると、35～39歳が同レベルであるのを除いて、全年齢層で本市の方が未婚率は高くなっています。



(3) 社会増減に関する分析

① 転出入の状況

社会増減について転出入の状況を見ると、転出より転入が多い社会増で推移してきており、平成15年(2003年)までは1,000人を超えていました。それ以降は徐々に差が小さくなり、平成27年(2015年)には転出が転入を上回る社会減となりましたが、平成29年(2017年)に再び社会増となっています。



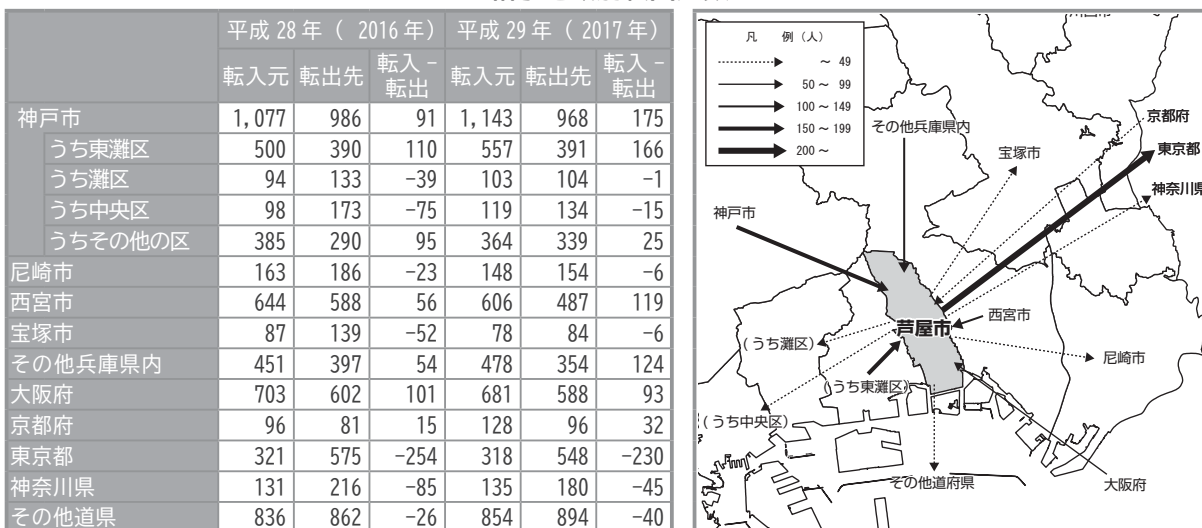
資料：芦屋市統計書

※社会増減数には他の要因による増減数も含むため、「転入数－転出数」とは一致しない。

② 相手地域別転出入

転出入の相手地域を見ると、平成29年(2017年)では、転入元、転出先とも、隣接する神戸市が最も多く、次いで大阪府となっています。転出入差では、神戸市、西宮市、大阪府からは転入が多くなっている一方、尼崎市、宝塚市では転出の方がわずかに多くなっています。また、首都圏である東京都、神奈川県については転出の方が多い状況です。

相手地域別転出入数



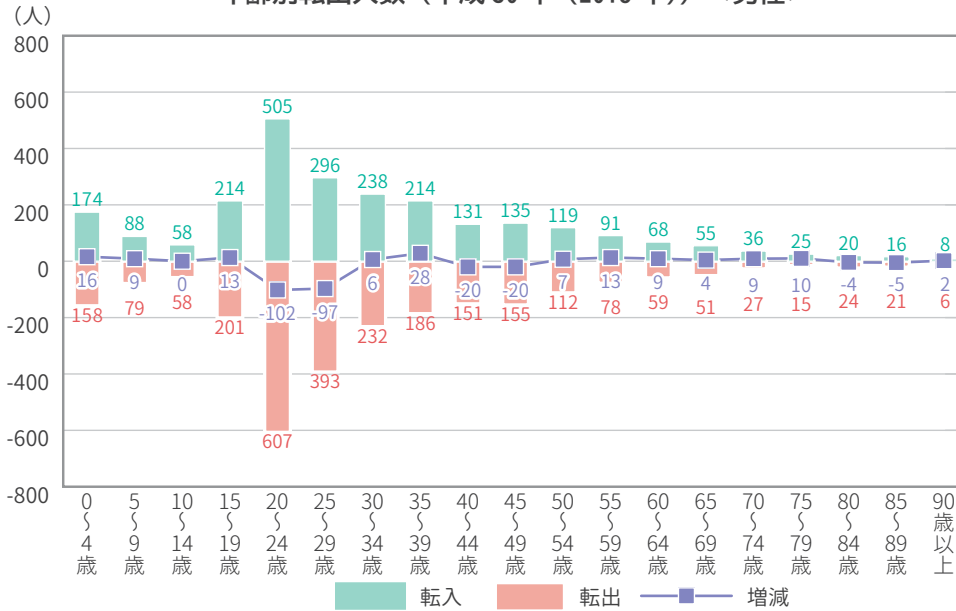
資料：総務省住民基本台帳移動報告(平成28年、平成29年)

③ 年齢別転出入

平成30年(2018年)の年齢別人口移動の状況を見ると、転入・転出ともに、男女いずれも20歳代～30歳代が多くなっています。

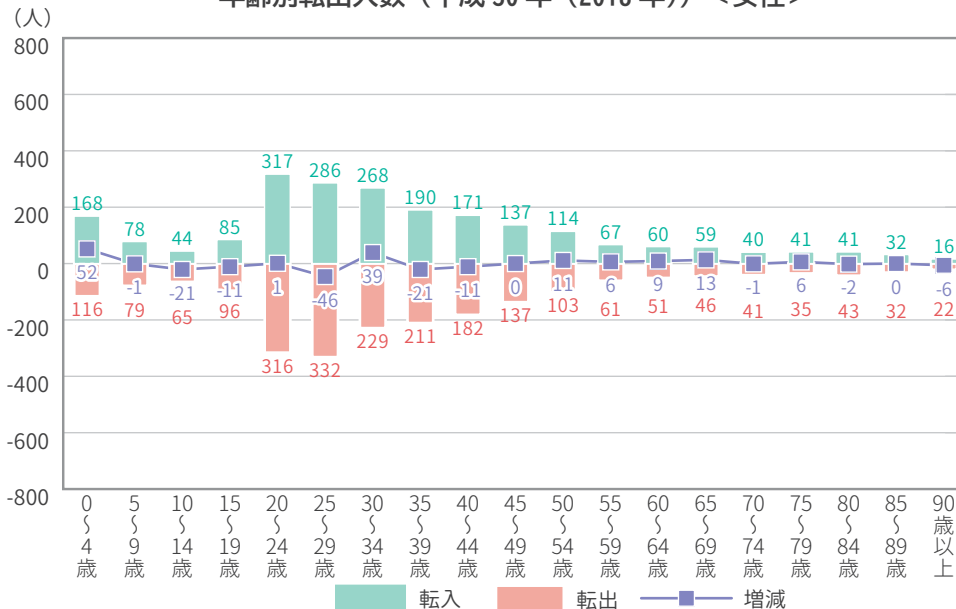
人口増減(転入－転出)については、男性では20歳代の減少数が特に多く、女性では25～29歳と35～39歳の減少が多くなっていますが、その他の年齢層では増減数は少なくなっています。

年齢別転出入数(平成30年(2018年))<男性>



資料：総務省住民基本台帳人口移動人口移動報告(2018)

年齢別転出入数(平成30年(2018年))<女性>



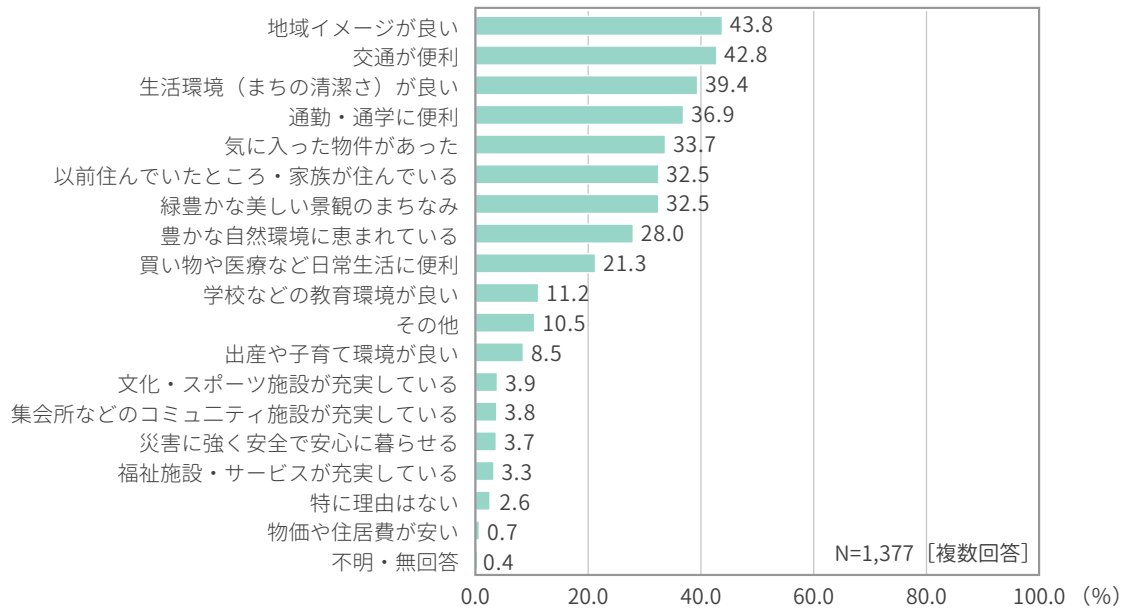
資料：総務省住民基本台帳人口移動人口移動報告(2018)

④ 定住意向や居住環境に関する市民意識

(ア) 居住地として芦屋市を選んだ理由

居住地として本市を選んだ理由は「地域イメージが良い」が43.8%で最も多く、「交通が便利」の42.8%、「生活環境（まちの清潔さ）が良い」の39.4%などが続いています。なお、年代別では大きな違いはみられません。

芦屋市を選んだ理由

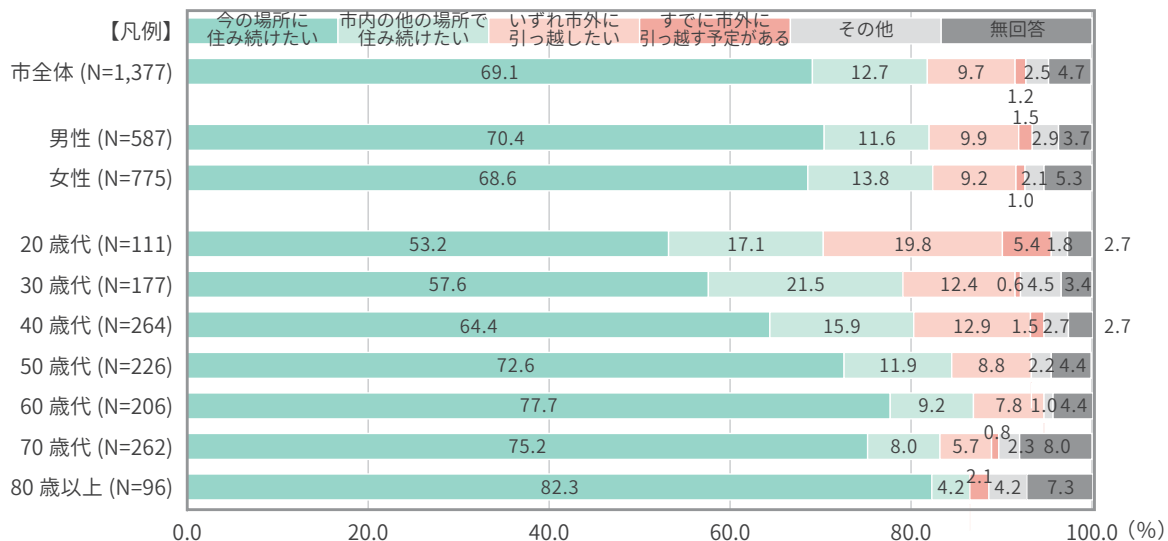


資料：芦屋市のまちづくりについての市民アンケート調査結果（令和元年5月調査）

(イ) 定住意向

定住意向は「今の場所に住み続けたい」が69.1%で最も多く、「市内の他の場所で住み続けたい」が12.7%と続いています。両者を合わせると、81.8%が芦屋市内で定住したいと考えています。年代別では、概ね年齢層が高いほど「今の場所に住み続けたい」の割合が高く、20～30歳代では「今の場所での定住」意向は5割台にとどまり、20歳代では「いずれ市外に引っ越したい」と「すでに市外に引っ越す予定がある」が合計25.2%と高くなっています。

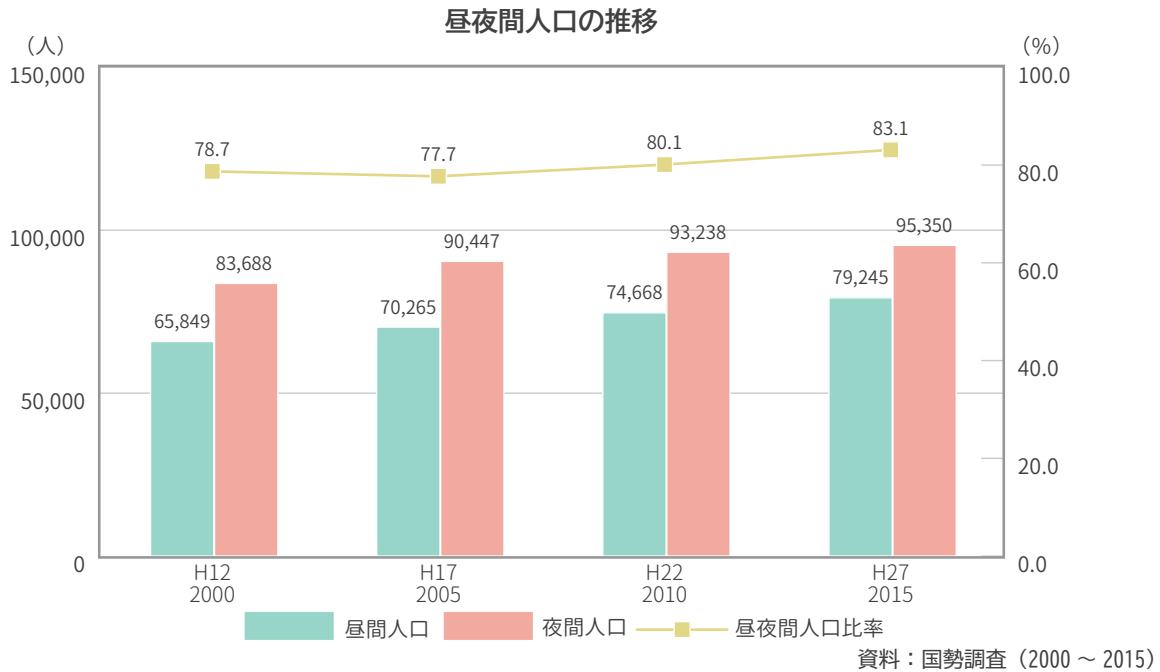
定住意向（性別・年代別）



資料：芦屋市のまちづくりについての市民アンケート調査結果（令和元年5月調査）

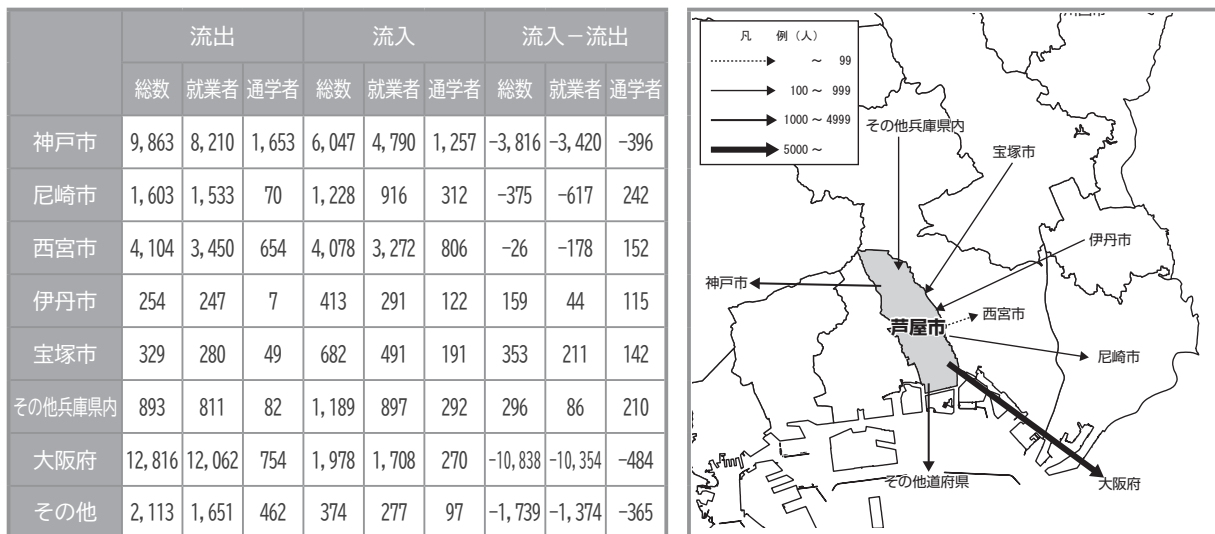
⑤ 昼夜間人口

昼夜間人口については、昼間人口に比べて夜間人口が多く、昼夜間人口比率は 80%前後で推移しており、市外への通勤・通学者が多い人口構造となっています。



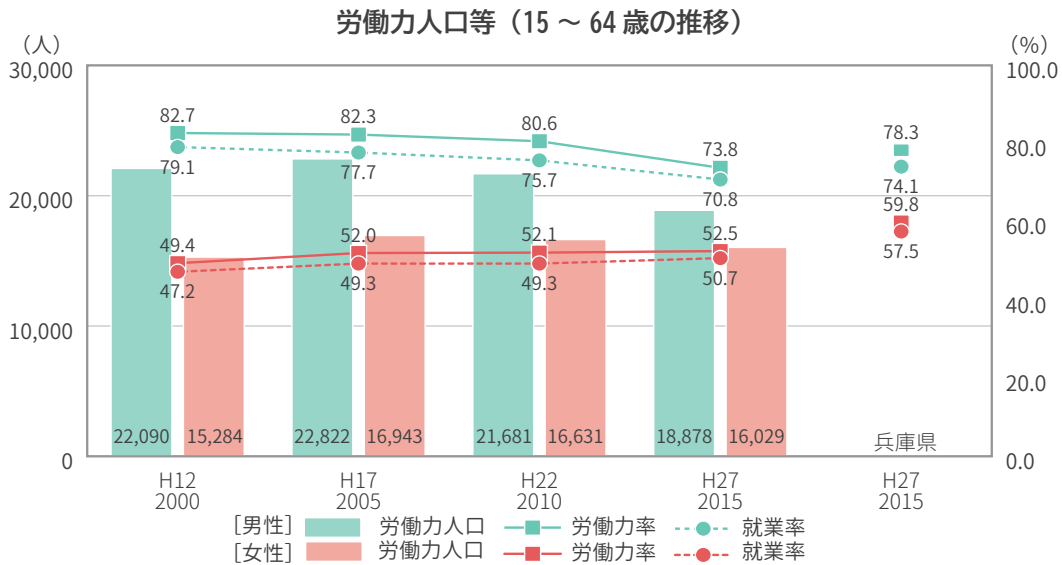
就業者，通学者（15歳以上）の通勤・通学先を見ると、就業者の通勤先は大阪府，神戸市が多くなっています。一方，通学者の通学先は神戸市が多くなっています。

通勤・通学における流出人口（平成 27 年（2015 年））



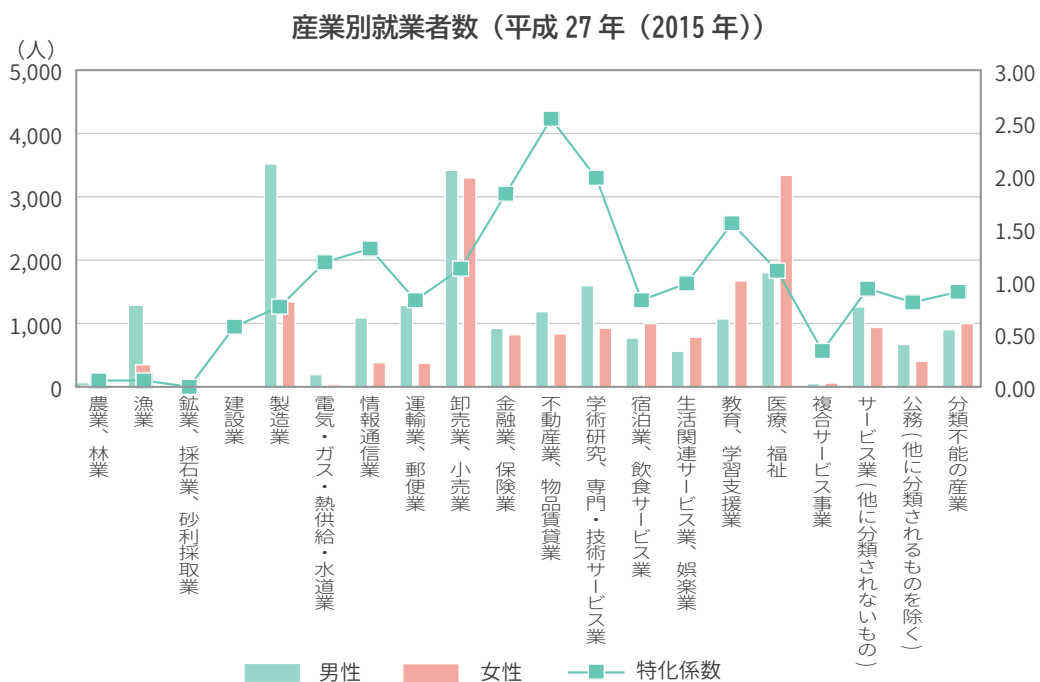
⑥ 労働力人口・就業者数

労働力人口のうち15～64歳の人数を見ると、男女とも、平成17年（2005年）から平成27年（2015年）にかけて減少が見られ、特に男性の減少が大きくなっています。平成27年（2015年）で、労働力率は男性73.8%、女性52.5%、就業率は男性70.8%、女性50.7%となっており、兵庫県と比較すると男性、女性共に本市の割合がやや低くなっています。



※【労働力人口】総人口のうち、仕事をしている人及び仕事をする意思のある人の人口で、15歳以上の就業者数と完全失業者数を合わせたもの
 【労働力率】人口に占める労働力人口の割合
 【就業率】人口に占める就業人口の割合

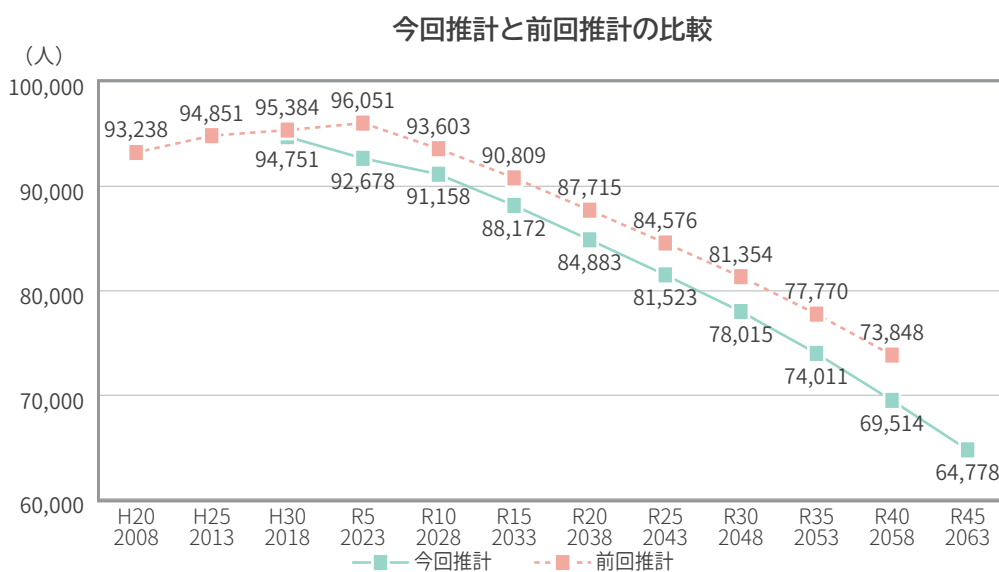
産業別の就業者数を見ると、男性では製造業、卸売業・小売業が多く、女性では医療・福祉、卸売業・小売業が多くなっています。特化係数では、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、金融業、保険業、教育、学習支援業などで働く人が相対的に多いことがわかります。



2 人口の将来推計

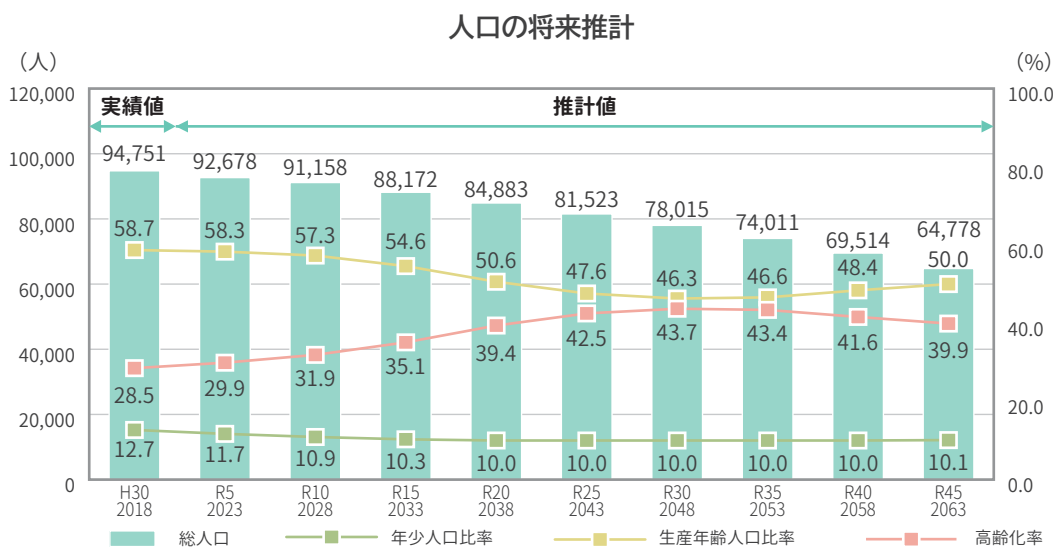
平成 27 年（2015 年）3 月に行った「平成 26 年度将来人口推計」（以下、「前回推計」という）では、平成 27 年（2015 年）の推計人口は 94,851 人で、令和 7 年（2025 年）の 96,051 人をピークに減少に転じ、令和 42 年（2060 年）には 73,848 人と推計しました。しかしながら、実際には、平成 27 年（2015 年）の 95,350 人をピークにすでに減少局面に入っていることから、より実態に即した人口推計を行うため、直近の人口状況を組み込み、平成 30 年（2018 年）の人口 94,751 人を基準として推計を行いました。

その結果、本市の将来推計人口は、今後も減少傾向が続き、令和 15 年（2033 年）には 9 万人を下回る 88,172 人、令和 30 年（2048 年）には 8 万人を下回る 78,015 人となり、令和 40 年（2058 年）には 7 万人を下回る 69,514 人、令和 45 年（2063 年）には 64,778 人になると見込んでいます。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（令和元年 10 月）

高齢化率は上昇を続け、令和 30 年（2048 年）に 43.7% に達し、以降は緩やかに減少していくものと見込んでいます。一方、年少人口比率は令和 20 年（2038 年）まで緩やかに低下し、以降は横ばいで推移するものと見込んでいます。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（令和元年 10 月）

なお、独自推計における人口増減の内訳は次のようになります。近年の社会増の状態を維持するとともに、市営住宅の建替え後の跡地での民間住宅開発や南芦屋浜地区の住宅開発計画による人口増加を見込んでおり、純移動数はプラスで推移する見込みとなります。しかし、出生数の減少、死亡数の増加がそれを上回るため、人口は減少していくと見込んでいます。

独自推計における人口増減の内訳

	平成30年 (2018)	令和5年 (2023)	令和10年 (2028)	令和15年 (2033)	令和20年 (2038)	令和25年 (2043)	令和30年 (2048)	令和35年 (2053)	令和40年 (2058)	令和45年 (2063)
総人口 (人)	94,751	92,678	91,158	88,172	84,883	81,523	78,015	74,011	69,514	64,778
15～49歳 女性人口 (人)	19,666	17,267	15,503	14,253	13,516	13,101	12,465	11,698	10,944	10,259
合計特殊 出生率	1.35	1.36	1.36	1.36	1.37	1.37	1.38	1.39	1.40	1.41
	平成30年 (2018) → 令和5年 (2023)	令和5年 (2023) → 令和10年 (2028)	令和10年 (2028) → 令和15年 (2033)	令和15年 (2033) → 令和20年 (2038)	令和20年 (2038) → 令和25年 (2043)	令和25年 (2043) → 令和30年 (2048)	令和30年 (2048) → 令和35年 (2053)	令和35年 (2053) → 令和40年 (2058)	令和40年 (2058) → 令和45年 (2063)	
出生数 (人)	3,175	2,903	2,739	2,623	2,532	2,401	2,253	2,108	1,976	
死亡数 (人)	5,487	5,797	6,156	6,425	6,498	6,465	6,767	7,120	7,240	
純移動数 (人)	239	1,374	431	513	607	557	510	514	528	
人口増減数 (人)	-2,073	-1,520	-2,986	-3,290	-3,360	-3,507	-4,004	-4,498	-4,736	

参考 独自推計の推計方法

- ・出生数は、15～49歳の女性人口に社会保障・人口問題研究所設定の「女子子ども比」を推計年次で年次按分したものを掛け、5年間の出生数（0～4歳人口）としています。
 - ・死亡数は、各コーホート（5歳階級別人口）に社会保障・人口問題研究所設定の「生残率」を推計年次で年次按分したものを掛け、5年後の生残数を算定し、その差を5年間の死亡数としています。
 - ・純移動数は、各コーホート（5歳階級別人口）に、社会保障・人口問題研究所設定の「純移動率」を推計年次で年次按分して算出したものを掛け、5年間の純移動数（転入数－転出数）としています。なお、純移動率は、社会保障・人口問題研究所設定の「純移動率」をもとに、直近の住民基本台帳の純移動率で補正したものを採用しています。
- ※純移動数は「転入数－転出数」ですが、推計においては転入・転出別ではなく、正味の移動数をもとにした割合で計算を行っています。したがって社会移動は「転出・転入数」ではなく「純移動数」として表示しています。

3 人口減少により想定される影響

人口の減少や今までに経験したことのない少子高齢化の進行は、さまざまな分野において影響を及ぼしてくるものと考えられます。

(1) 少子高齢化に伴い予想される地域の状況

人口減少と少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少することにより、労働力不足が生じて企業等の事業活動や、担い手不足による地域活動への悪影響が生じるとともに、人口減少により個人消費も縮小することから、地域経済の停滞が顕著になってくることが見込まれます。また、医療費や介護費などの社会保障費が大きくなり、現役世代の負担がさらに増加していくことが懸念されます。

(2) 本市の行財政運営と市民生活への影響

本市においては、市の税収が減少する一方、社会保障関係経費の増加などが予想され、厳しい財政状況の中、行政サービスの低下を招く恐れがあります。

地域での見守りや支援等の必要な高齢者が増えていく一方、地域活動などを担う人材が不足することから、地域コミュニティが希薄化し、地域の防災・防犯機能の低下、地域の自主的な活動等の鈍化も考えられます。

人口減少に伴う市場の縮小により、小売業や飲食業、生活サービス業、医療など、市民生活を支える身近な店舗などの減少や、公共交通手段が縮小するなど、高齢者等を中心に生活が不便になる市民が増えてくるとも予想されます。

人口増加の時代に合わせて計画された公共施設・インフラについては都市の規模に対してオーバースペックとなり、空き家や維持管理が困難な集合住宅の増加により、いずれは防犯面や景観面などにおいてさまざまな影響が出てくるとも懸念されます。

子どもの数が減少し、多様な保育・教育機会が損なわれるなどの影響が想定されるとともに、学校の統廃合などが避けられない状況になることも考えられます。

4 本市の目指すべき将来の方向

平成 27 年（2015 年）策定の「芦屋市人口ビジョン」における人口目標値は、令和 42 年（2060 年）に 86,000 人以上を目指すとしていました。

しかし、現状において、平成 27 年（2015 年）をピークとしてすでに人口減少局面に入っており、今回行った人口推計では、将来人口は前回推計を大きく下回ると見込んでいます。

上記のような状況のもと、新たに目標人口の推計を行い、令和 45 年（2063 年）に 65,000 人以上を目指すこととしました。

目標 令和 45 年（2063 年）に 65,000 人以上

◆短期的目標 [～令和 5 年（2023 年）]

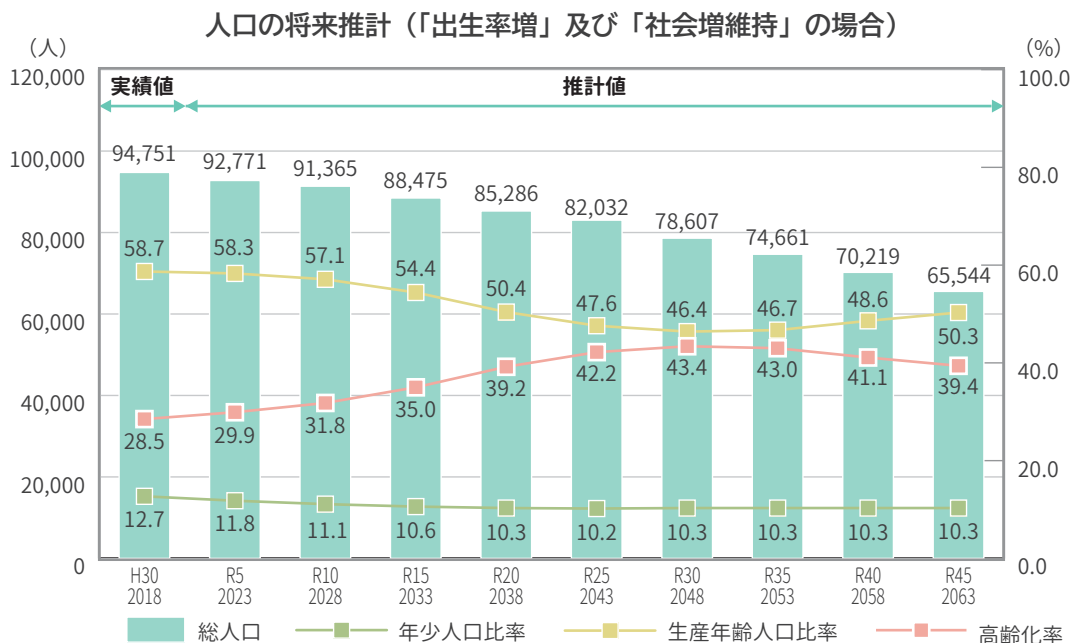
- ・出生率の増加を維持し、人口規模約 93,000 人（平成 30 年度比△ 2%）を目指します。

◆中期的目標 [～令和 10 年（2028 年）]

- ・引き続き、出生率の増加を維持し、人口規模約 91,000 人（平成 30 年度比△ 4%）を目指します。

◆長期的目標 [～令和 45 年（2063 年）]

- ・出生率の増加を維持し、人口規模 65,000 人以上（平成 30 年度比△ 31%）を目指します。



参考資料

(合計特殊出生率の設定)

	平成 30 年 (2018)	令和 5 年 (2023)	令和 10 年 (2028)	令和 15 年 (2033)	令和 20 年 (2038)	令和 25 年 (2043)	令和 30 年 (2048)	令和 35 年 (2053)	令和 40 年 (2058)	令和 45 年 (2063)
総人口 (人)	94,751	92,771	91,365	88,475	85,286	82,032	78,607	74,661	70,219	65,544
合計特殊出生率	1.35	1.40	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41

※合計特殊出生率が兵庫県の目標値（2024 年に 1.41）まで上昇した場合

参考資料2 SDGs と総合計画

■ SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年に国連サミットにおいて採択された、貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守り、持続可能な世界を実現するための国際社会が共通に掲げる「持続可能な開発目標」のことです。2030年を期限とする17のゴール(目標)と169のターゲットが設定されており、これに全世界が取り組むことによって、『誰一人として取り残さない』世界の実現を目指しています。

■ 我が国での取組

国は、SDGs推進本部を設置するとともに、国家戦略として「SDGs実施指針」を決定しており、指針には、政府が地方自治体を含むあらゆるステークホルダーと協力してSDGsの推進に取り組むこと、各地方自治体には各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励すると示しています。また、地方創生の原動力としてもSDGsを位置付けています。

■ SDGsに地域で取り組む意義





SDGsは、先進国も途上国も含む幅広い社会課題のほとんどを網羅した目標であり、個々の地域の社会課題との高い整合性があります。また、「誰一人取り残されない包括的な社会をつくる」という理念は、全ての住民のQOL(Quality of Life:生活の質)の向上に通じるものです。「国際社会共通の目標」というと地域には関わりが無いように感じるかもしれませんが、SDGsを活用して取り組むことは、地域住民にとって暮らしやすいまちづくりの実現につながるものです。

■ 総合計画への位置づけによる実現

芦屋市では、SDGsという世界共通のものさしで設定された目標を第5次総合計画に組み込み、市の施策をSDGsのターゲットと関連付けて、「誰一人として取り残されないまち」を目指して取組を推進していきます。

SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール / ゴールの説明	自治体行政の果たし得る役割
 目標1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 目標4 質の高い教育をみんなに 全ての人々に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。

	ゴール / ゴールの説明	自治体行政の果たし得る役割
	目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	目標6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	目標10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	目標12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	目標14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	目標15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	目標17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

（出典）編集：自治体SDGsガイドライン検討委員会 発行：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構（IBEC）
「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）-導入のためのガイドライン-（2018年3月版（第2版）」

参考資料3 指標一覧

施策目標	指標		現状値	目標 (R7)	
施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している	① 待機児童数(人)	就学前	181	0	
		放課後児童クラブ	0	0	
	② 子育てで困った時に相談できる相手がいる人の割合(%)		95.5	維持	
	③ 地域子育て支援拠点事業の利用者数(人)		8,082	61,452	
施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている	① 若者の自己肯定感(%)	中学生	34.1	40.0	
		15～39歳	49.2	50.0	
	② 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(%)	小学生	83.9	87.0	
		中学生	69.1	72.0	
③ 子どもと接する機会がある人の割合(%)		65.3	68.0		
施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている	① 芦屋市内の主な歴史的・文化的な資源を知っている人の割合(%)		64.1	70.0	
	② 月に1回はスポーツ、芸術、歴史に触れるために外出している人の割合(%)		42.5	50.0	
	③ この1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合(%)		46.9	52.0	
施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる	① 地域の活動や行事に参加している人の割合(%)		41.2	50.0	
	② 日常生活で困った時に相談できる人や場所がある(ある)人の割合(%)		66.2	75.0	
	③ 障がいのある人に対する地域の理解が進んできたと感じる人の割合(%)		19.0	35.0	
	④ 夫婦間での家事・育児の分担の割合が「同程度・適宜分担」と回答した人の割合(%)	家事	理想	55.8	65.8
			現実	25.8	33.8
		育児	理想	61.7	68.7
現実			28.3	38.7	
施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる	① 週3回以上の運動習慣がある人の割合(%)		24.1	50.0	
	② 毎年健康診査・定期健康診断を受けている人の割合(%)		70.3	75.0	
	③ 適正体重の人の割合(%)		76.5	維持	
	④ 要支援・要介護認定率の全国との比較(%)	全国	18.7	全国平均から+0.9ポイント以内	
本市		19.9			
施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている	① 芦屋市が美しく清潔だと思ふ人の割合(%)		87.4	92.1	
	② 地球温暖化防止に向けた取組全5項目のうち、実施項目数(平均)		2.93	3.20	
	③ 1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)		943.1	882.2	
	④ 市内の商店街・商業施設を以前から利用もしくは最近利用するようになった人の割合(%)		28.8	31.1	
	⑤ 市の行政手続きが利用しやすいと感じる人の割合(%)		65.6	70.0	
施策目標7 災害に強いまちづくりが進んでいる	① 住宅の耐震化率(%)		96.7	98.0	
	② 土砂災害特別警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合(%)		6.0	50.0	
	③ 災害時への備え全11項目のうち、実施項目数(平均)		3.44	5.20	

施策目標	指標	現状値	目標 (R7)	
施策目標 8 日常の安全安心が確保されている	① 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件)	244	147	
	② 人身事故の発生件数(件)	332	293	
	③ 救急 119 番通報受信から現場到着までの時間(分)	6.7	6.0	
施策目標 9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている	① 定住意向(%)	84.3	維持	
	② 植物の育成や管理、清掃など緑化・保全に関する活動に過去1年に1回以上かかったことがある人の割合(%)	15.7	20.0	
	③ 地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観が美しいと感じている人の割合(%)	91.3	維持	
	④ 公園を年数回以上、利用したことがある人の割合(%)	50.9	60.0	
施策目標 10 持続可能なインフラ整備が進んでいる	① 対策が必要な橋梁の割合(%)	18.8	0.0	
	② 水道管等の耐震適合率(%)	水道管	64.7	66.0
		配水池	39.4	81.2
	③ 下水道管耐震化率(%)	24.39	27.27	
④ 市内をスムーズに移動でき、利便性が高いと感じる人の割合(%)	69.8	維持		
施策目標 11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる	① 地域の活動に年1回以上参加している人の割合(%)	35.9	40.0	
	② 居住する地域にとらわれない活動に年1回以上参加している人の割合(%)	34.5	40.0	
	③ 市政情報の発信ができていると思う人の割合(%)	29.0	40.0	
施策目標 12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営が行われている	① 経常収支比率(%)	96.9	94.0	
	② 実質公債費比率(%)	7.4	16.0 未満	
	③ 将来負担比率(%)	97.7	97.0 以下	
	④ 公共施設の将来更新(大規模改修・建替)費用(億円/年)	30.2	27.3	
施策目標 13 急速な社会変化に対応できる組織になっている	① 芦屋市で働くことに満足している職員の割合(%)	82.7	85.0	
	② 行政外部の人材と協働したことがある職員の割合(%)	32.1	65.0	
	③ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値	90	全職場で120未満	

附属資料1 策定経過

		計画検討会議等	市民・職員の参加	
平成30年 (2018)	2月	準備	○第1回市民意識調査実施	
	3月			
	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月	原案作成	○策定方針決定、方針を市議会説明	○第1回職員アンケート調査実施
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
平成31年 令和元年 (2019)	2月	原案作成	○第2回市民意識調査実施	
	3月			
	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	令和2年 (2020)			1月
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
令和3年 (2021)	1月	案作成	パブリックコメント募集	
	2月			
	3月			
	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	案審査	市議会(案審議) 議決		

附属資料2 第5次芦屋市総合計画策定方針

1 はじめに

本市では、昭和46年（1971年）に芦屋市総合計画、昭和61年（1986年）に芦屋市新総合計画、平成13年（2001年）に第3次芦屋市総合計画、平成23年（2011年）に第4次芦屋市総合計画（以下「第4次総合計画」という。）を策定し、芦屋国際文化住宅都市の建設を進めてきた。

このたび、第4次総合計画の計画期間が平成32年度（2020年度）で終了するため、平成33年度（2021年度）以降の市の方向性を市民へ示すとともに、まちづくりの羅針盤とするため、最上位計画であり、市の目指すべき姿へのストーリーである第5次芦屋市総合計画（以下「次期総合計画」という。）を策定する。

これまでの総合計画

計画名	計画策定年	将来像
芦屋市総合計画	昭和46（1971）年	自然の美、人工の美、人間の美が調和した品位と風格のある個性豊かな住宅都市
芦屋市新総合計画	昭和61（1986）年	誇りと愛着を感じる国際文化住宅都市
第3次芦屋市総合計画	平成13（2001）年	知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市
第4次芦屋市総合計画	平成23（2011）年	自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

2 市民アンケート結果を踏まえた策定

平成30年2月実施の「芦屋のまちづくりについての市民アンケート」（以下「市民アンケート」という。）では、9割が「住みよい」と回答し、居住地として芦屋市を選んだ理由として、「地域イメージが良い」や「生活環境（まちの清潔さ）が良い」が多く選ばれている。

子どもが育つ環境に対して、若い世代を中心に肯定的な評価が多いが、「子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている」ことについては、30～40歳代を中心に否定的な評価が多くなっている。

また、保健・医療サービスについては年齢の高い層で、安全施策や身近な生活環境については若い世代で、それぞれ肯定的な評価となっている。

なお、力を入れて取り組むべき施策として「高齢者の暮らし」「子育てと仕事との両立」「商業の活性化」、「交通ルール・マナー」「保健・医療・福祉連携」に関する回答が多かった。

以上のような市民アンケートの結果を踏まえた本市の強みや、ニーズはあるが市民満足度が低い分野などについて、特に意を用いて策定する。

3 総合計画策定の視点・考え方

以下の考え方を基本とし、次期総合計画を策定する。

(1) 基本的な方向

本市の最上位となる計画として中長期的な視点に立ち、本市の目指すべき将来像を設定して市政の方向性を示すまちづくりの指針とする。

策定にあたっては、現在の社会経済情勢を十分に踏まえるとともに、人口減少や少子高齢化、

ICTの急速な発達、国際化の進展など今後の環境変化も見据えた計画となるよう十分留意する。
また、各施策分野の課題別計画と連携を図りながら策定を進める。

(2) 市民と行政との共創

総合計画策定のプロセスを市民との創発の場として活用し、市民と協働して市民の意見をより多く取り入れられるよう計画策定を行うとともに共創によるまちづくりの推進を図る。

(3) 人材育成の場としての活用

若手・中堅職員が10年後の芦屋の姿を思い描きながら計画策定に携わることで、中長期的、俯瞰的、多角的な視点に立った未来志向の意識を醸成し、今後の社会経済情勢の変化を的確に捉えた政策形成能力の向上を図る。

(4) 実効性の確保

計画(Plan)を明確にし、実行(Do)を進めるだけでなく、その後の評価(Check)および改善(Action)につなげ、実行した事業が一層実効あるものとなるよう、計画策定と並行して次期総合計画と連動した仕組みづくりを進める。

(5) 創生総合戦略との関係

次期総合計画は創生総合戦略の視点を踏まえ、創生総合戦略の効果的な推進にも資するよう策定するものとする。

4 計画の構成と期間

次期総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

(1) 基本構想

市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すもの。

近年の社会経済情勢等の変化の速度に鑑み、基本構想の期間は10年とし、平成33年度(2021年度)から平成42年度(2030年度)までとする。(芦屋市総合計画に関する規則第4条)

(2) 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするもの。基本構想を実現するためのまちづくりのストーリーを描く。

効果的な推進に向け、中間年度で情勢の変化による見直しを行うため、基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成33年度(2021年度)から平成37年度(2025年度)まで、後期を平成38年度(2026年度)から平成42年度(2030年度)までとする。(芦屋市総合計画に関する規則第4条)

(3) 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するため、長期財政収支見込みを勘案したうえで、具体的な事務事業を明らかにするもの。

実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定する。(芦屋市総合計画に関する規則第6条)

5 策定体制

次期総合計画は、以下の体制で策定する。

(1) 市民ワークショップ

広く市民を募集し、次期総合計画に盛り込むべき内容について、市民同士が議論する。また、ワークショップには係長級以下の職員も参画する。

(2) 総合計画等推進本部（庁内組織）

市長、副市長、教育長および部長級以上の職員で構成し、第4次総合計画の検証、総括を受け、次期総合計画策定について協議する。

(3) 総合計画等推進本部専門部会（庁内組織）

策定委員会の下部組織として、課長級職員で構成し、次期総合計画策定について協議する。組織ごとの6つの部会で構成し、部会員は各担当の課長級職員とする。

(4) 職員ワーキングチーム（庁内組織）

若手・中堅職員で構成し、施策（案）について協議、専門部会へ提言する。6分野に分け、既存の枠にとらわれないアイデアを協議する。

(5) 総合計画アドバイザーチーム

学識経験者やまちづくりに関する知見を有する者で構成し、次期総合計画策定の手法や素案等について助言を行う。

(6) 総合計画審議会（附属機関）

学識経験者、市議会議員、市民団体の代表者および特に市長が必要と認める者（公募市民を予定）で構成し、次期総合計画について審議する。

(7) 総合計画審議会作業部会（附属機関に準ずる機関）

審議会の下部組織として、審議会委員および特に市長が必要と認める者（各分野の専門家等を予定）で構成し、次期総合計画について協議する。分野ごとの3つの部会で構成する。

(8) 事務局

企画部政策推進課に設置し、総合計画策定に係る全般の調整および庶務を行う。

(9) その他

上記のほか、必要に応じてワークショップの実施等を行う。

附属資料3 芦屋市総合計画審議会

(1) 芦屋市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

平成18年3月24日

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市総合計画審議会	芦屋市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する計画に関する事項についての調査審議	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民団体の代表者 (4) 特に市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまでの期間

(2) 芦屋市総合計画審議会規則

平成18年3月31日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合計画に関する事務を所管する課において処理する

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(3) 諮問書

企 政 第 5 8 2 号
令和元年11月28日

芦屋市総合計画審議会会長 様

芦屋市長 伊 藤 舞

第5次芦屋市総合計画及び創生総合戦略の策定について（諮問）

第5次芦屋市総合計画及び創生総合戦略を策定するに当たり、芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条の規定により、貴審議会に諮問します。

以 上

(4) 答申書

令和3年3月31日

芦屋市長

伊藤 舞 様

芦屋市総合計画審議会

会長 林 昌彦

第5次芦屋市総合計画及び第2期芦屋市創生総合戦略（案）について（答申）

令和元年11月28日付け芦企政第582号で諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり成案を得ましたので、下記の意見を付して答申します。

記

- ・第5次芦屋市総合計画及び第2期芦屋市創生総合戦略（案）（以下「本案」という。）は、芦屋市のまちづくりを進めるうえで指針となるものであり、将来像として定める「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」を実現し、多くの人に憧れと夢を持って選ばれるまちを目指すため、人口減少などの諸課題に適切に対処し、子育て・教育をはじめとする施策を着実に推進されることを望む。
- ・本案がこれまでの総合計画と異なるのは、創生総合戦略と一体的に策定し、人口減少を乗り越えて持続可能なまちづくりを行うことで、地域創生を実現することを企図して、SDGs（持続可能な開発目標）への取組を表明したことである。SDGs は、社会、経済、環境を不可分一体のものと捉え、統合的な解決を目指すところに特徴があり、総合計画にふさわしい目標である。また、SDGs は「誰一人取り残さない」ことを基本理念としていることから、市民一人ひとりを排除や差別、孤立から守り、支え合う地域社会をつくることに重きを置いていただきたい。
- ・SDGs は目標のみが掲げられており、その実施に関して具体的なルールはない。ただし、その目標17に「パートナーシップで目標を達成しよう」とあるように、多様なステークホルダーが連携をとりながら進めていくことが強調されている。本案においても将来像や基本方針を構成する視点として「人のつながり」をあげているが、様々な課題を解決し、持続可能性を高めるために、市民、事業者及び行政が共に取り組むことを心掛けていただきたい。
- ・市民、事業者及び行政の協働を促進するには、それぞれの立場の違いを乗り越え、新しい関係をつくりだすことができる人材が不可欠である。「まちづくりは人づくり」と言われる所以である。人口減少の影響により地域の諸活動を担う人材の不足が懸念されていることから、新たな担い手の育成には特に意を用いていただきたい。
- ・本案に掲げた目標を達成するには、適時に進捗度を測定し、目標に至るプロセスを管理することが不可欠である。その際、測定に用いる指標は、できる限り比較可能な共通指標を採用することが望ましいが、それに加えて地域の実情に合わせた独自指標を設定することも必要である。ただし、測定すること自体が重要なわけではない。肝心なことは、ステークホルダー間で情報を共有することで信頼関係を醸成し、それを梃子として施策の実効性を高めていくことに留意されたい。
- ・現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が深刻な問題となっているのは、それ以前から存在した構造的な問題によって、その影響が増幅されているからである。感染症対策は、一時的で個別的な課題ではなく、実は他の課題と相互に関連しており、総合的な対策をとることが必要である。このことから、本案に掲げた施策の具体化においては、組織横断的に取り組むとともに、国、県及び他市町と連携することを重視されたい。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が見通せないように、不確実性がますます高くなる傾向にある。そのことから、社会情勢が大きく変化したときは、たとえ計画期間内であっても、施策やその目標、それを達成する手法、組織体制などを見直すといった柔軟な対応に努めていただきたい。
- ・本案の趣旨が市民、事業者及び市職員の一人ひとりに届くよう、あらゆる機会に様々な媒体を用いて積極的に周知されたい。

以上

(5) 委員

委員構成	委員名	所 属
学識経験者	石 黒 一 彦	神戸大学大学院海事科学研究科 准教授
	佐々木 勝 一	神戸女子大学社会福祉学科 教授
	辻 岡 綾	元 人と防災未来センター 研究員 同志社大学 社会学研究科 博士課程
	寺 見 陽 子	神戸松蔭女子学院大学人間科学部 教授
	林 昌 彦	兵庫県立大学大学院会計研究科 教授
	平 野 隆 之	日本福祉大学社会福祉学部 教授
市 議 会 議 員 (第1回～第6回)	帰 山 和 也	芦屋市議会
	長 谷 基 弘	芦屋市議会
	ひろせ 久美子	芦屋市議会
市議会議員 (第7回・8回)	青 山 暁	芦屋市議会
	福 井 美奈子	芦屋市議会
	松 木 義 昭	芦屋市議会
市民団体代表	加 納 多恵子	社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会
	助 野 光 男	芦屋市自治会連合会
	永 瀬 隆 一	芦屋市商工会
	若 林 敬 子	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会
特に市長が必要 と認める者	大 黒 太 郎	公募市民
	平 山 壽 邦	公募市民
	眞 伏 しらべ	公募市民
	横 山 宗 助	公募市民

(順不同。ただし、芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条内50音順)

(6) 開催日程

回	日時	審 議 内 容
第1回	令和元年 11月28日(木)	・審議会に関する説明及び会議録の公表等について ・これまでの策定過程及び今後の進め方について ・第4次総合計画の総括について ・将来人口推計について
第2回	令和元年 12月13日(金)	・芦屋市創生総合戦略の改訂について ・第5次総合計画の体系及び基本構想(素案)について
第3回	令和2年 1月23日(木)	・前期基本計画(素案)【子育て・教育, 福祉健康】について
第4回	令和2年 2月4日(火)	・前期基本計画(素案)【市民生活, 安全安心】について
第5回	令和2年 2月27日(木)	・前期基本計画(素案)【都市基盤, 行政経営】について
第6回	令和2年 3月18日(水)	・基本構想(修正案)について ・人口ビジョン(改訂案)及び第2期芦屋市創生総合戦略(骨子案)について ※新型コロナウイルス感染対策のため書面開催
第7回	令和2年 10月29日(木)	・第5次総合計画・第2期総合戦略(素案)について
第8回	令和3年 3月19日(金)	・パブリックコメントの実施結果について ・第5次総合計画・第2期創生総合戦略(原案) 答申案について

附属資料4 第5次芦屋市総合計画等アドバイザー

(1) 第5次芦屋市総合計画等アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 第5次芦屋市総合計画（以下「第5次総合計画」という。）及び次期芦屋市創生総合戦略（以下「次期総合戦略」という。）を策定するに当たり、専門的な知識及び経験を有する立場からの助言等の支援を得るため、第5次芦屋市総合計画等アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 アドバイザーは、第5次総合計画及び次期総合戦略の策定に関することについて、助言又は指導を行う。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、次に掲げる者のうち10名以内とし、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) まちづくりに関し、識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 市長は、必要と認めるときは、アドバイザーを招集し、アドバイザー会議（以下「会議」という。）を開催することができる。

2 会議は、第5次総合計画及び次期総合戦略の策定に関することについて協議する。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は、平成31年10月31日までとする。

(庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は、総合計画及び総合戦略の策定等に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年10月31日限り、その効力を失う。

(2) 委員

委員構成	委員名	所属
学識経験者	石 黒 一 彦	神戸大学大学院海事科学研究科 准教授
	佐々木 勝 一	京都光華女子大学健康科学部 教授
	辻 岡 綾	人と防災未来センター 推薦（研究員）
	寺 見 陽 子	神戸松蔭女子学院大学人間科学部 教授
	林 昌 彦	兵庫県立大学大学院会計研究科 教授
	平 野 隆 之	日本福祉大学社会福祉学部 教授
まちづくりに関する 知見を有する者	榊 原 貴 倫	Code for Hyogo 代表
	渡 辺 直 子	有限会社 れんこん舎 代表取締役

（順不同。ただし、第5次芦屋市総合計画等アドバイザー設置要綱第3条内50音順）

(3) 開催日程

回	日時	議題
第1回	平成30年 9月3日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画等アドバイザーについて ・総合計画策定の進め方について ・芦屋市の現状について
第2回	平成31年 2月28日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・団体インタビューの取組について ・市民ワークショップ結果について ・基本構想・基本計画について

附属資料5 芦屋市総合計画等推進本部

(1) 芦屋市総合計画等推進本部設置要綱

平成28年2月8日

(設置)

第1条 芦屋市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する計画（以下「総合計画等」という。）を策定し、総合計画等の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市総合計画等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画等の策定及び総合的な推進に関すること。
- (2) 総合計画等に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会及びワーキングチーム)

第5条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討及び推進するために、専門部会及びワーキングチームを置くことができる。

2 専門部会の部会員は、本部長が指名する。

3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、専門部会を主宰する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

7 専門部会は、推進本部から付託された事項について協議し、その結果を推進本部に報告する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総合計画等の策定に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 部員構成

ア 推進本部

(令和3年4月1日現在)

役割	所属	氏名
委員長	市長	いとう まい
副委員長	副市長	佐藤 徳治
委員	教育長	福岡 憲助
	技監 兼 都市建設部参事(道路・公園担当部長)	西田 憲生
	企画部長	田中 徹
	総務部長	川原 智夏
	総務部参事(財務担当部長)	御手洗 裕己
	市民生活部長	森田 昭弘
	福祉部長	中山 裕雅
	こども・健康部長	岸田 太
	都市建設部長	辻 正彦
	会計管理者	稗田 康晴
	上下水道部長	阪元 靖司
	市立芦屋病院事務局長	上田 剛
	消防長	北村 修一
	教育委員会管理部長	本間 慶一
教育委員会学校教育部長	井岡 祥一	
教育委員会社会教育部長	中西 勉	

イ 専門部会

(令和3年4月1日現在)

部名		所属
企画部		市長室長, 企画部主幹(危機管理担当), 政策推進課長, マネジメント推進課長, 情報政策課長, 広報国際交流課長, 市民参画・協働推進室長
総務部		文書法制課長, 総務部主幹(法制担当), コンプライアンス推進室長, 人事課長, 総務部主幹(労務・給与担当), 用地管財課長, 契約検査課長, 財政課長, 課税課長, 債権管理課長
市民生活部		人権・男女共生課長, 市民生活部主幹(女性活躍支援担当), 市民課長, 地域経済振興課長, 保険課長, 上宮川文化センター長, 環境課長, 収集事業課長, 環境施設課長, 市民生活部主幹(環境施設担当)
福祉部		監査指導課長, 地域福祉課長, 福祉部主幹(社会福祉協議会担当), 福祉部主幹(地域共生推進担当), 福祉センター長, 生活援護課長, 障がい福祉課長, 高齢介護課長
こども・健康部		子育て推進課長, こども・健康部主幹(子育て支援担当), こども・健康部主幹(子ども家庭総合支援担当), こども・健康部主幹(子育て施設担当), こども・健康部主幹(施設整備担当), 健康課長, こども・健康部主幹(新型コロナウイルスワクチン接種事業担当)
都市建設部		道路・公園課長, 都市建設部主幹(道路・公園工事担当), 街路樹課長, 建設総務課長, 防災安全課長, 都市建設部主幹(防災対策担当), 都市建設部主幹(地域防災担当), 都市計画課長, 都市建設部主幹(まちづくり担当), 建築指導課長, 建築課長, 都市整備課長, 都市建設部主幹(整備推進担当), 都市建設部主幹(整備推進担当)
上下水道部		下水道課長, 下水処理場長, 水道管理課長, 水道業務課長, 水道工務課長
病院事務局		総務課長
消防本部		総務課長, 警防課長, 指令課長, 救急課長, 予防課長, 消防署長, 副署長, 高浜分署長
教育委員会	管理部	管理課長, 教職員課長, 管理部主幹(教職員人事担当)
	学校教育部	学校教育課長, 学校教育部主幹(学校教育指導担当), 学校教育部主幹(学校教育指導担当), 打出教育文化センター所長
	社会教育部	生涯学習課長, スポーツ推進課長, 青少年育成課長, 市民センター長・公民館長, 青少年愛護センター所長, 図書館長
委員会等		会計課長

(3) 開催日程

ア 総合計画推進本部

回	日時	議題
第1回	平成30年 5月7日(月)	・第5次芦屋市総合計画策定方針(素案)について
第2回	平成30年 6月8日(金)	・芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書について
第3回	令和元年 7月8日(月)	・将来人口推計について ・基本構想・基本計画(骨子)について
第4回	令和元年 9月30日(月)	・基本構想(素案)について ・基本計画(骨子)について
第5回	令和元年 11月20日(水)	・直近の策定状況と今後の予定 ・芦屋市創生総合戦略の延長について ・第4次総合計画の総括について ・基本構想(素案)の修正について ・基本計画(骨子)について
第6回	令和2年 1月14日(火)	・直近の策定状況と今後の予定 ・基本構想の修正について ・基本計画(素案)について
第7回	令和2年 2月10日(月)	・直近の策定状況と今後の予定 ・人口ビジョンの改訂について ・国及び兵庫県の第2期総合戦略について ・第2期総合戦略(骨子案)について
第8回	令和2年 4月27日(月)	・直近の総合計画の策定状況と今後の予定 ・第5次総合計画(基本構想・前期基本計画)の総合計画審議会意見について ・第2期総合戦略(素案)について
第9回	令和2年 10月12日(月)	・総合計画策定のスケジュール ・第5次総合計画(基本構想・前期基本計画), 第2期総合戦略(素案)について
第10回	令和3年 2月24日(水)	・パブリックコメント結果について ・総合計画策定のスケジュール
第11回	令和3年 5月10日(月)	・総合計画策定のスケジュール変更

イ 専門部会

回	日時	議題
第1回	平成31年 2月13日(金)～ 2月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会について ・今後の進め方(予定)について ・団体インタビュー結果について ・市民ワークショップ結果について ・基本構想・基本計画について
第2回	令和元年 5月17日(金), 5月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュールについて ・基本構想について ・基本計画について ・第4次総合計画の総括について
第3回	令和元年 12月16日(月)～ 令和2年 1月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・施策目標・基本施策・主な施策について ・指標について ・今後の施策評価・事務事業評価について ・次期総合戦略の体系について ・今後のスケジュールについて
第4回	令和2年 2月3日(月), 2月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsについて ・人口ビジョンの改訂について ・第2期総合戦略(骨子案)について ・今後のスケジュールについて

附属資料6 市民ワークショップ

(1) 開催概要

目的	総合計画策定に市民が直接参加することで、意見を計画づくりに反映するとともに、市民と行政の協働関係づくりを目的とする
参加者	市民 36 人 市職員 15 人
参加者募集方法	対象者：18 歳以上の市内在住・在勤・在学者で原則開催日の全てに参加できる方 周知方法：広報あしや、広報掲示板（市内 76 ヶ所）、ホームページ、チラシ（市内公共施設に配架）、SNS（Facebook 等） 応募方法：応募用紙に必要事項を記載の上、メール、郵送等により提出 応募期間：平成 30 年 7 月 13 日～8 月 10 日
実施方法	ワークショップ形式で意見を提出し、とりまとめる

(2) 開催日程

回	日時	参加者	テーマ
第 1 回	平成 30 年 10 月 21 日（日） 10：00～12：00	45 名 （市民 33 名，市職員 12 名）	芦屋ってどんなまち？ 好きなところ・気になるところ
第 2 回	平成 30 年 11 月 11 日（日） 10：00～12：00	40 名 （市民 27 名，市職員 13 名）	芦屋はどんなまちを目指せばよいだろう？ 10 の分野ごとに芦屋が目指す方向性を考える
第 3 回	平成 30 年 12 月 2 日（日） 10：00～12：00	42 名 （市民 29 名，市職員 13 名）	分野を横断する「あるべき姿」とは？
第 4 回	平成 30 年 12 月 15 日（土） 10：00～12：15	31 名 （市民 17 名，市職員 14 名）	「芦屋の将来像」を言葉にしていく
第 5 回	平成 31 年 1 月 19 日（土） 10：00～13：10	33 名 （市民 20 名，市職員 13 名）	将来像のワークショップ案をつくりあげる

(3) 検討成果

検討の結果、新たな総合計画に掲げる将来像の市民ワークショップ案を提案しました。

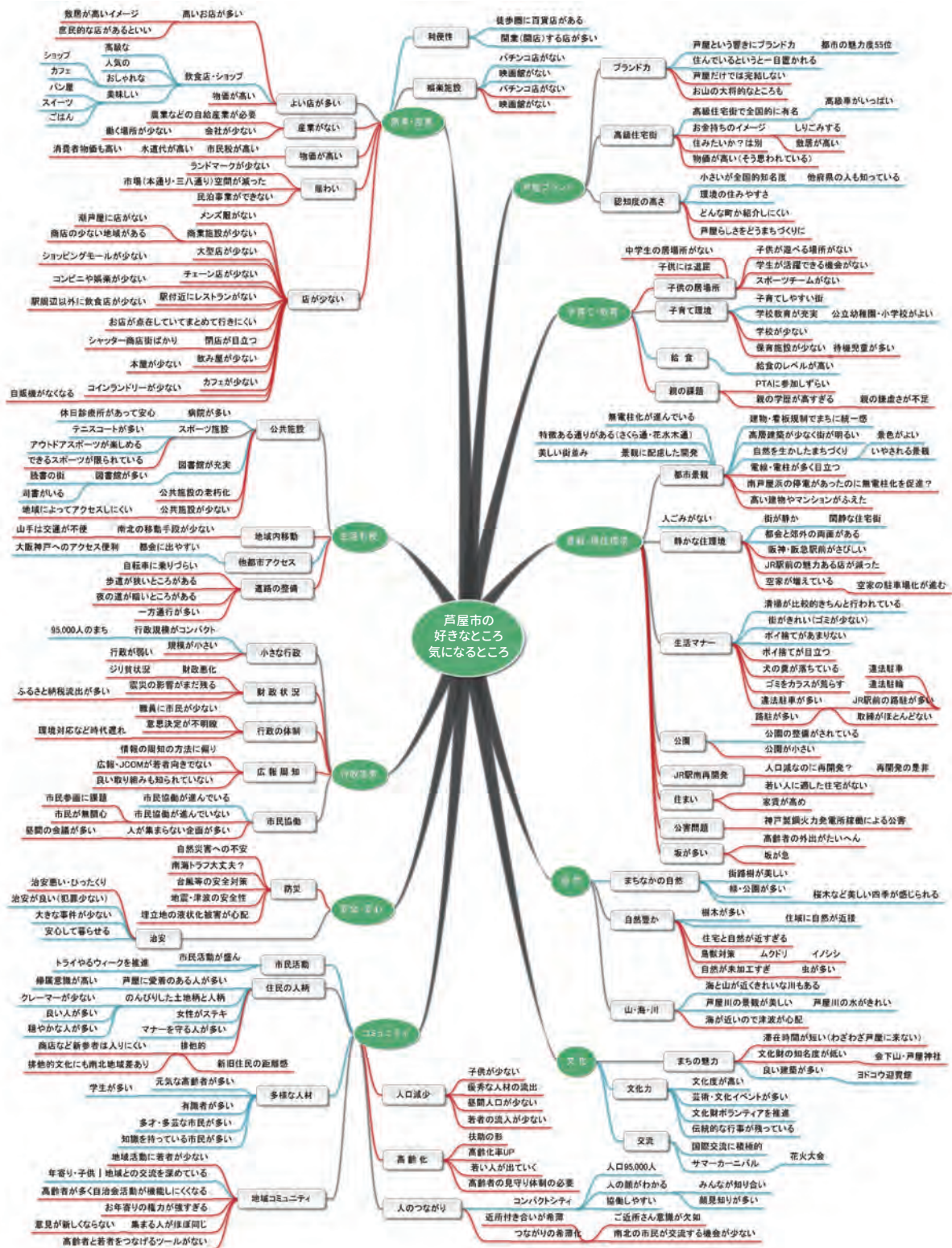
＜将来像＞
ア シ ヤ ス マ イ ル ベ ー ス
ASHIYA SMILE BASE
～みんなの声を活かして次世代へと人がつながり誰もがイキイキと暮らすまち～

- 将来像に込められた思い
- ・ホームタウン ・よりどころ ・人の集まる場所
 - ・ワクワク感 ・秘密基地 ・求心力 ・笑顔の素
 - ・目新しさ ・インパクト ・情報発信 ・国際的
 - ・芦屋生まれ・芦屋育ち・芦屋発



附属資料

第1回ワークショップ「芦屋の好きなおところ、気になるところ」



※同じ意見・似た意見は一つにまとめています。紙面編集の都合で一部文章を改変したところがあります。

資料：芦屋市総合計画策定 project 市民ワークショップ 第1回検討結果

附属資料7 活動団体インタビュー

目的	さまざまな分野のまちづくりに関わる団体から見た芦屋市のまちの魅力や問題、あり方等を把握し、計画策定の資料とする
方法	各団体を訪問し、インタビュー形式で意見を聞き、インタビュー集を作成
対象者	各分野で活動する28団体（総合計画審議会へ参加している団体は除く） 芦屋市PTA協議会、芦屋市青少年愛護委員会、芦屋市保育推進保護者会協議会、NPO法人さんびいす、子育て自主活動グループベビ☆パラ、芦屋市人権教育推進協議会、芦屋市民生児童委員協議会、芦屋障がい団体連合会、芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、芦屋市薬剤師会、NPO法人芦屋市体育協会、芦屋市レクリエーションスポーツ協会、芦屋建設業組合、兵庫県宅地建物取引業協会、芦屋警察署、芦屋市消防団、芦屋市自主防災会、まちづくり防犯グループ連絡協議会、芦屋青年会議所、NPO法人芦屋市国際交流協会、老人クラブ連合会、男女共同参画団体協議会、芦屋観光協会、芦屋神社、芦屋新世会、芦屋プロジェクト2010、芦屋森の会 2001 (順不同)
実施時期	平成30年10月～令和元年6月
ヒアリング項目	①現在の芦屋市はどんなまちだと感じていますか。 ②芦屋市の強み（自慢できる点、満足している点など）は何だと思えますか。 ③10年、20年後の芦屋は、どんなまちになっていればいいと思えますか。また、芦屋の理想の姿を、一言で表すとすれば。 ④芦屋市を魅力的なまちにするために必要な取組は何だと思われますか。

インタビュー集例



附属資料8 市職員ワーキング

(1) 開催概要

目的	時代の潮流を捉え、その変化に対応する今後のまちづくりの課題を抽出し、中堅（若手）職員の視点から見たこれからの芦屋の重点（優先）課題の検討を行うことを目的とするもの。
参加者	課長補佐級以下の職員 45 人
参加者募集方法	公募
方法	ワークショップ形式で意見を提出し、とりまとめる

職員ワーキング参加者

（令和元年7月1日現在）

所管部	所管課
企画部	(政策推進課) 岡本 将太, (広報国際交流課) 宮本 剛秀, (お困りです課) 小杉 頼子, (市民参画課) 御宿 弘士
総務部	(文書法制課) 矢代 直也, (人事課) 中島 匠, (用地管財課) 北詰 真衣, (契約検査課) 平井 和樹, (財政課) 小山 慶子, (課税課) 藤原 智佳, (債権管理課) 伊藤 唯
市民生活部	(男女共同参画推進課) 松丸 真奈, (市民課) 森本 明日翔, (地域経済振興課) 田中 良知, (保険課) 鈴木 達哉, (環境課) 西村 のぞみ, (収集事業課) 神田 勇毅, (環境施設課) 林 俊貴
福祉部	(監査指導課) 松本 匡史, (地域福祉課) 田尾 直裕, (生活援護課) 大場 由裕, (障害福祉課) 野田 実沙, (高齢介護課) 井村 元泰
こども・健康部	(子育て推進課) 中村 達也, (健康課) 白子 友恵
都市建設部	(建設総務課) 寺尾 祥吾, (公園緑地課) 谷川 英治, (道路課) 平野 耕次, (防災安全課) 入山 和之, (都市計画課) 小栗 隆弘, (建築指導課) 五島 慶太, (建築課) 井上 隆寛, (住宅課) 福岡 慶起
上下水道部	(下水道課) 中田 恭平, (下水処理場) 谷川 千也
消防本部	(総務課) 丸山 良平, (救急課) 中田 伸吾
管理部	(管理課) 阿部 純治, (教職員課) 三崎 英誉
学校教育部	(学校教育課) 森 洋樹, (打出教育文化センター) 大林 亮
社会教育部	(生涯学習課) 森山 由香里, (青少年育成課) 上田 裕之, (市民センター) 高橋 和稔, (図書館) 石田 瑞希

(2) 開催日程

回	日時	テーマ
第1回	令和元年 7月12日	・ 総合計画、検討フレームなどの共有・グループ分け、グループ内進行担当を決定 ・ 検討を進めるための考え方、取り組み方を理解
第2回	令和元年 7月30日	・ 第5次総合計画の体系を確認 ・ 施策分野において行政で解決すべき課題や取組アイデアを検討
第3回	令和元年 8月16日	・ 課題解決に向けた施策の実施で重要な視点や方向性の抽出 ・ 検討分野間の意見でブラッシュアップ、施策ツリーをまとめる
第4回	令和元年 10月29日	・ 施策との関連性、有効性、把握容易性から指標を評価 ・ 評価の高い指標を指標案とする

附属資料9 原案へのパブリックコメント

意見募集期間	令和2年12月14日（月）から令和3年1月22日（金）まで
内容の閲覧場所	市ホームページ，市役所（南館2階政策推進課，北館1階行政情報コーナー），ラポルテ市民サービスコーナー，市民センター（公民館図書室），図書館本館，保健福祉センター，市民活動センター（リードあじや），潮芦屋交流センター
内容に対する意見の提出方法	政策推進課に持参，郵送，ファクス，Eメール，ホームページ上の意見募集専用フォーム，
意見提出件数	17人 46件
意見等の取扱い	意見を反映 3件 実施にあたり考慮 8件 原案に考慮済み 3件 説明・回答 32件

附属資料 10 芦屋市総合計画に関する規則

昭和44年2月20日

規則第3号

注 平成23年4月1日規則第3号から条文注記入る。

改正 昭和45年4月1日規則第7号

〔芦屋市事務分掌規則等の一部を改正する規則第3条による改正〕

昭和47年4月1日規則第15号

〔芦屋市の庁議に関する規則等の一部を改正する規則第2条による改正〕

昭和55年5月2日規則第9号

〔芦屋市交通安全対策委員会に関する規則等の一部を改正する規則第3条による改正〕

平成11年4月1日規則第20号

平成11年9月24日規則第39号

平成23年4月1日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市行政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものをいう。

(平23規則3・全改)

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、基本施策を重点的に推進することにより計画的かつ効果的な行政を確立し、行政の各部門が有機的な連携を保ちつつ総合的な成果をあげるように策定しなければならない。

(平23規則3・全改)

(基本構想及び基本計画の期間)

第4条 基本構想の期間は、10年とする。

2 基本計画の期間は、前期5年、後期5年とする。

(平23規則3・全改)

(基本構想及び基本計画の策定)

第5条 基本構想及び基本計画は、総合計画に関する事務を所管する部長（以下「総合計画担当部長」という。）が各部長（これに相当する職を含む。以下同じ。）と調整の上、原案を作成し、市長が決定する。

2 基本構想及び基本計画の原案作成に当たっては、市民及び一般職員等の参加に努めるものとする。

(平23規則3・全改)

(実施計画の期間)

第6条 実施計画の期間は、3年とし、1年を経過するごとに検討を加え、さらに3年間の計画として策定するものとする。

(平23規則3・全改)

(実施計画の策定)

第7条 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するため、各部長が作成した計画を、総合計画担当部長が調整して原案を作成し、市長が決定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 前条の規定により策定するとき。
- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたととき。

(平23規則3・全改)

(総合計画審議会への諮問)

第8条 市長は、基本構想及び基本計画を策定しようとする場合においては、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する芦屋市総合計画審議会に諮問するものとする。

(平23規則3・全改)

(計画の調整等)

第9条 総合計画に関する事務を所管する課長(以下「総合計画担当課長」という。)は、総合計画に関し必要があると認めたときは関係課長(これに相当する職を含む。以下同じ。)を招集し、会議を開くことができる。

(平23規則3・全改)

(計画の実施)

第10条 総合計画に定められた施策は、これを実現するように努めなければならない。

2 各部長は、総合計画の実施に当たり、必要な外部機関及び団体との連絡調整を行い、事業が円滑に行われるよう図らなければならない。

3 各課長は、上司を補佐し、所管事項に係る総合計画についての事務を処理しなければならない。

(平23規則3・全改)

(計画の進行管理)

第11条 総合計画担当部長は、別に定めるところにより、各部長から計画の進行状況について取りまとめ、市長に報告しなければならない。

2 各課長は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料を作成したときは、総合計画担当課長に送付するものとする。

(平23規則3・全改)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年5月2日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(平成11年4月1日規則第20号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月24日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附属資料 11 まち・ひと・しごと創生法（抜粋）

平成 26 年 11 月 28 日法律第 136 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

（基本理念）

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

附属資料 12 芦屋国際住宅文化都市建設法

改正 昭和43年6月15日法律第101号

〔都市計画法施行法30条による改正〕

平成11年12月22日法律第160号

〔中央省庁等改革関係法施行法1055条による改正〕

(目的)

第1条 この法律は、芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第2条 芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画（以下「芦屋国際文化住宅都市建設計画」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に定める都市計画の外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 芦屋国際文化住宅都市を建設する事業（以下「芦屋国際文化住宅都市建設事業」という。）は、芦屋国際文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第3条 芦屋国際文化住宅都市建設事業は、芦屋市が執行する。

2 芦屋市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、芦屋国際文化住宅都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第4条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、芦屋国際文化住宅都市建設事業が第1条の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、この事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第5条 国は、芦屋国際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第28条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第6条 芦屋国際文化住宅都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するように努め、少なくとも6箇月ごとに、国土交通大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年1回国会に対し、芦屋国際文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第7条 芦屋国際文化住宅都市建設計画及び芦屋国際文化住宅都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の芦屋特別都市計画事業は、これを芦屋国際文化住宅都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第95条の規定により、芦屋市の住民の投票に付するものとする。

附 則（昭和43年6月15日法律第101号）

この法律（中略）は、新法の施行の日（昭和44年6月14日）から施行する。（後略）

附 則（平成11年12月22日法律第160号）

この法律（中略）は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

第5次芦屋市総合計画

発行日 令和3年（2021年）9月

発行 兵庫県芦屋市企画部政策推進課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

